

訪問看護ステーション 重要事項説明書

事業者 医療法人さざなみ

(事業所)訪問看護ステーションかけはし

(指定番号)長崎県指定 第4261290011号

訪問看護ステーション重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0957-47-0059

担当 山口 さおり

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 訪問看護ステーションかけはしの概要

(1) 訪問看護ステーションかけはしの指定番号及びサービスの提供地域

事業所名	訪問看護ステーションかけはし
所在地	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷1085
介護保険指定番号	長崎県指定 第4261290011号
サービスを提供する地域	東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市、嬉野町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	看護師	1名	事業所従事者の管理、調整業務の実施状況の把握、その他の管理、訪問看護及びその記録、主治医への報告
担当者	看護師	2.5名以上	訪問看護及びその記録、主治医への報告
	理学療法士	適当数	訪問リハビリ及びその記録、主治医への報告
	作業療法士	適当数	訪問リハビリ及びその記録、主治医への報告

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、国民の祝日、8月13日～15日、12月30日～ 1月3日までを除く。(緊急時、計画的訪問はこの限りではない。)
受付時間	午前8時30分～午後5時10分
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時10分(緊急時は24時間対応)

3. 訪問看護・訪問リハビリの提供

訪問看護(リハビリ)は主治医によって交付される訪問看護(リハビリ)指示書に基づき、利用者と十分協議のうえ、指示書の発行日より1ヶ月以内 to 実施します。主治医の指示書に基づき、『訪問看護ステーションかけはし』の看護師・准看護師及びリハビリスタッフは、利用者宅を訪問し看護・介護・リハビリを主体とした次のようなサービスを行い、その結果は月に1回以上主治医に報告書を提出します。

- (1) 病状、障害等の観察
- (2) 清拭、洗髪その他身体の清潔保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者や精神障害者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) 家族への介護指導と保険・福祉サービスの紹介と助言
- (10)カテーテル等の管理
- (11)その他医師の指示による医療処置

※訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした場合に、看護師の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

※理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の状況を看護師と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護師と理学療法士等が連携して作成します。

※理学療法士等の訪問看護に置いては定期的な看護師の訪問により、利用者の状態について適切な評価を行います。

4. 緊急時における対応

訪問看護(リハビリ)実施中に、利用者の病状の急変その他緊急事態が発生した場合、訪問看護師等は速やかに主治医に連絡し、その指示を仰ぐとともに適切な処置を行います。また、訪問看護師等はしかるべき処置を行った場合、速やかに主治医及び『訪問看護ステーションかけはし』の管理者に報告します。

※当事業所は、24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っています。

※緊急時や相談時には当事業所の代表番号に連絡をお願いします。

夜間や祝日等には携帯電話へ転送するようになっており、当番制で対応します。

5. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに法人、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

6. 個人情報の保護

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めます。

当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護(予防介護を含む)サービス以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部の情報提供については必要に応じて利用者または代理人の了解を得るものとします。

7. 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

1) 虐待防止委員会の設置

(1) 設置目的

当法人で発生した虐待への迅速な対応および組織的な対応を行うことを目的とする。

(2) 審議事項

委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- ・虐待を受けたと思われる被虐待患者の早期発見、早期対応に関すること
- ・虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置
- ・虐待発生時の院外関係機関との連絡および連携に関すること
- ・虐待に関する相談の体制整備
- ・当法人職員や関係者に対しての虐待に関する研修の実施および啓蒙活動
- ・当法人の虐待防止・対策マニュアルに関する事項
- ・その他虐待に関すること

(3) 委員会の開催 担当：管理者

- ・委員会は原則として月1回第一月曜日に開催する。ただし、特に必要があると認められた際には、委員長がこれを開催することが出来る。
- ・委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- ・委員長が必要と認めるときは関係職員を出席させ、意見を聴くことが出来る。

(4) 記録及び周知

- ・委員会での検討内容・結果については議事録を作成・保管するほか、議事録をもって職員へ周知を行う。
- ・職員全体への教育、研修会の企画・実施(年2回以上)

当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8. 身体拘束等の原則禁止

当事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとします。

当事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

1) 身体拘束等適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束等廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置する。

(1) 設置目的

- ・「身体拘束等」の実施状況についての検討・確認（指針に沿って実施しているか）
- ・身体拘束等の代替案、拘束等解除に向けての検討
- ・職員全体への教育、研修会の企画・実施（年2回以上）

(2) 身体拘束等適正化のための指針整備

(3) 身体拘束等適正化委員会の開催

- ・定期開催：1回／月（第一月曜日） 担当：管理者
委員は虐待防止委員会メンバー同様に構成し、身体拘束等を実施した場合は虐待防止委員会と同時に検討を行う。
- ・必要時は随時開催

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容・結果については議事録を作成・保管するほか、議事録をもって職員へ周知を行う。

9. 暴力・ハラスメントに対する対応

利用者又は家族等が、事業所又は従業者に対する、暴力、暴言、威嚇（口頭によるものも含む）、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービスの提供が困難であると判断できる場合にはサービスの中止、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。

（叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言をする、叫ぶ大声を出すなど）

10. 衛生管理等

当事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

当事業所は、事業所において感染が発生し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

11. 利用料金

《介護保険の場合》

看護師	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	3,140円	3,030円
30分未満	4,710円	4,510円
30分以上60分未満	8,230円	7,940円
60分以上90分未満	11,280円	10,900円
理学療法士・作業療法士	2,940円	2,840円

（*理学療法士・作業療法士の場合は1日に2回を超えて訪問を行う場合は減算となります。）

- ・夜間等訪問看護加算＝夜間(18:00～22:00)25%加算、深夜(22:00～6:00) 50%加算、早朝(6:00～8:00)25%加算
- ・緊急時訪問看護加算 6,000 円
- ・特別管理加算 2,500 円(状態に応じて 5,000 円)
- ・ターミナルケア加算 25,000 円
- ・サービス提供体制強化加算 60 円
- ・初回加算 3,000 円または 3,500 円
- ※特別地域加算 所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
それぞれの料金の 1 割～3 割が自己負担となります。必要物品(衛生材料等)は、実費負担となります

《医療保険の場合（訪問看護基本療養費 I・精神訪問看護基本療養費 I）》

	看護師・理学療法士等	准看護師
週3日目まで	5,550 円	5,050 円
週4日目以降	6,550 円	6,050 円

- ・管理療養費(初日)7,670 円→2 日目以降 12 日まで 3,000 円
- ・1 日複数回訪問加算 2,500 円 (2 回 4,500 円、3 回 8,000 円)
- ・24 時間対応体制加算 6,800 円
- ・重症者管理加算(低度)2,500 円
- ・重症者管理加算(高度)5,000 円
- ・訪問看護ターミナルケア療養費 25,000 円
- ・訪問看護情報提供療養費 1,500 円
- ・緊急訪問看護加算 2,650 円
- ・ベースアップ評価料(I)780 円
- ※それぞれの料金の 1～3 割(健康保険)が自己負担となります。交通費、必要物品(衛生材料等)は実費負担となります。
- ・交通費:往復 10 km未満 120 円 10 km～20 km未満 240 円 20 km以上 300 円

12. サービス内容に関する苦情

① 利用者相談・苦情担当

利用者からの相談または苦情に対する常設の窓口を設置する。担当者が不在の場合は、他の訪問看護師が対応できるよう引継ぎを行います。

担 当(管理者・訪問看護師) 山口 さおり

電 話 0957-47-0059

FAX 0957-47-1006

- (ア) 東彼杵町役場介護保険課 電話 0957-46-1111
- (イ) 川棚町役場介護保険課 電話 0956-82-3131
- (ウ) 波佐見町役場介護保険課 電話 0956-85-2111
- (エ) 長崎県国民健康保険団体連合会 電話 095-826-1599
- (オ) 大村市 市役所 電話0957-53-4111
- (カ) 嬉野市 市役所 電話0954-43-1111

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情があった場合、管理者は利用者またはご家族より詳しい事情を確認します。
- (2) 管理者は、確認した苦情の内容をただちに理事長、事務長、看護部長、運営会議に報告します。
- (3) 苦情があった場合、必要に応じて検討会議(運営会議)を開催し対応方法を検討します。
- (4) 1週間以内に対応方法を決め、苦情申立者の了承を得ます。
- (5) 速やかに問題を整理し、再発防止に努めます。
- (6) 苦情の内容を記録に残し、保管します。

③ その他

- (1) サービス提供の質を高めるため、訪問看護師に対する定期的な研修を実施します。
- (2) 定期的なケース検討会を実施します。

13.事業者の概要

- (1) 法人名 医療法人さざなみ
- (2) 所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷1085
- (3) 代表者名 鈴木 治 徳
- (4) 電話番号 0957-46-0145

14. その他

事業者が行っている他の事業

- ◎ 鈴木病院
- ◎ 訪問看護ステーションかけはし指定居宅介護支援事業所

令和8年1月1日改定